

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和7年5月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2401245 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2500010 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 18 年 12 月 21 日は 62 万円、平成 19 年 7 月 13 日は 53 万 5,000 円、同年 12 月 24 日は 62 万円、平成 20 年 7 月 18 日は 75 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 21 日、平成 19 年 7 月 13 日、同年 12 月 24 日及び平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月 21 日、平成 19 年 7 月 13 日、同年 12 月 24 日及び平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 42 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成 18 年 12 月 21 日
② 平成 19 年 7 月 13 日
③ 平成 19 年 12 月 24 日
④ 平成 20 年 7 月 18 日

A 社から支払われた請求期間①から④までの賞与について、標準賞与額が保険給付の対象としない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主の回答及び事業主から提出された請求者の請求期間①から④までに係る給料台帳により、請求者は、当該期間において、賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 62 万円、請求期間②は 53 万 5,000 円、請求期間③は 62 万円、請求期間④は 75 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成 23 年 1 月 13 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401246 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500011 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 19 年 12 月 24 日は 3 万円、平成 20 年 7 月 18 日は 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 24 日及び平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 24 日及び平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 24 日
② 平成 20 年 7 月 18 日

A 社から支払われた請求期間①及び②の賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主の回答及び事業主から提出された請求者の請求期間①及び②に係る給料台帳により、請求者は、当該期間において、賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、給料台帳により確認できる賞与額から、請求期間①は 3 万円、同台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求者の請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成 23 年 1 月 13 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401247 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500012 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額を 11 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額を 12 万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 20 年 7 月 2 日の標準賞与額を取り消すことが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 2 日

② 平成 20 年 7 月 18 日

A 社に勤務した期間のうち、平成 20 年 7 月の賞与が、保険給付の対象とならない標準賞与額（厚生年金保険法第 75 条本文該当）として同年 7 月 2 日に記録されている。実際は、平成 20 年 7 月 18 日に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、同年 7 月 2 日の記録を取り消し、同年 7 月 18 日の記録として、保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②について、A 社の事業主の回答及び事業主から提出された請求者の当該期間に係

る給料台帳並びに同社の経理担当者の陳述により、請求者は、当該期間において、賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成20年夏期賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成23年1月13日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、上記1に係る給料台帳により、請求者は、当該期間においてA社から、標準賞与額12万円に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の同社における当該期間に係る標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②に係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①について、オンライン記録により、請求者のA社における標準賞与額（12万円）が厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社の経理担当者は、平成20年夏期賞与の支払年月日は平成20年7月18日（請求期間②）であり、賞与に係る支払年月日は、被保険者全て同じ日である旨陳述しており、オンライン記録においても、平成20年7月の賞与支払年月日は請求者を除く全ての被保険者が同年7月18日と記録されていることから判断すると、請求期間①において、同社から賞与の支払を受けていなかったことが認められることから、請求者の当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。